住所　大阪府池田市豊島北１丁目５番39号
　蘇隆　平成２年６月14日生
住所　沖縄県国頭郡伊江村字東江前637番地
　陳雲珍　昭和35年１月24日生
住所　岩手県奥州市江刺区伊手字荒谷74番地２
　李平欣　昭和45年３月26日生
住所　栃木県佐野市上台町2085番地
　ラファエル・タカオ・ヨシカワ　昭和61年９月12日生
住所　山口県防府市岩畠１丁目16番22号
　覃少英　昭和54年５月28日生
住所　埼玉県鴻巣市登戸367番地45
　サブリナ・タマラ・ブリト　昭和54年10月31日生
　サフィラ・アレキシア・ヴィエイラ・ミワ　平成16年２月21日生
住所　埼玉県越谷市花田１丁目29番地２
　金洪梅　昭和56年８月15日生
住所　千葉県市川市塩焼４丁目２番９号
　袁暁萍　昭和49年３月27日生
　芦泓博　平成10年８月26日生
住所　横浜市旭区善部町117番地
　セン・ソカービー　昭和49年５月４日生
住所　仙台市太白区人来田１丁目６番15号
　陳晶　昭和52年１月13日生
住所　大阪市住之江区西住之江３丁目５番３―312号
　金憲秀　昭和58年12月16日生
住所　大阪府豊中市蛍池西町２丁目６番48号
　程壮樹　昭和56年５月20日生
　程溪樹　平成元年８月17日生
住所　東京都豊島区西巣鴨２丁目31番７号
　程和樹　昭和59年５月12日生
住所　福岡市博多区住吉２丁目１番６―307号
　杜宇丹　昭和49年12月９日生
住所　千葉県習志野市東習志野２丁目18番22―517号
　林松海　昭和53年６月15日生
　田喆　昭和52年11月３日生
　林瑞天　平成22年６月11日生
住所　東京都足立区梅島１丁目31番24号
　鄭芳　昭和55年５月８日生
住所　東京都足立区西新井栄町１丁目18番33―520号
　吳燕萍　昭和43年７月25日生
　劉昊原　平成８年６月16日生
住所　ぬいたま市北区本郷町2096番地
　劉莉娜　昭和63年11月11日生
　劉成宏　平成２年３月14日生
住所　東京都港区虎ノ門３丁目７番20号
　許霄　昭和57年４月５日生
住所　東京都稲城市若葉台１丁目23番地
　ダビッド・ジュリアン・ジャヤプラウィラ　昭和42年７月31日生
住所　東京都武蔵野市境５丁目23番７号
　張陽　昭和49年11月８日生
住所　浜松市中区西伊場町72番22号
　王暁婷　昭和56年９月16日生
住所　三重県桑名市大字蓮花寺３番地１
　ジュリア・ジュンコ・マツヤマ　昭和41年12月３日生
　トーレン・アユミ・カイバラ・マツヤマ　平成元年６月15日生
住所　東京都文京区小日向１丁目２番３―605号
　マウリシオ・ジュン・アライ　昭和45年11月２日生
住所　横浜市保土ケ谷区坂本町169番地11
　フェ・トゥリアオ・モアハシ　昭和35年２月４日生
住所　東京都荒川区町屋２丁目16番15―503号
　李粉姬　昭和50年８月11日生
　吳智誠　平成20年７月22日生
住所　東京都北区田端新町１丁目20番４―302号
　申明浩　昭和50年４月28日生
　金錦順　昭和51年12月16日生
住所　東京都北区浮間４丁目21番15―207号
　曹英姬　昭和54年２月６日生
住所　東京都足立区青井２丁目31番10―201号
　ウィン・ゾー　昭和45年４月17日生
住所　東京都渋谷区恵比寿３丁目45番２号
　寧慧　昭和53年11月10日生
住所　茨城県結城市大字結城9941番地40
　金眞崇　昭和57年３月26日生
住所　京都市山科区西野大鳥井町38番地22
　李勝二　昭和40年11月８日生
　差博美　昭和40年12月16日生
　李亨隼　平成16年12月10日生
住所　東京都立川市富士見町４丁目７番５号
　朴薫　昭和39年４月30日生
　林未紗　平成元年７月21日生
　林未由　平成４年１月13日生
　林龍貴　平成５年８月18日生
住所　千葉市若葉区桜木５丁目９番18号
　全学律　昭和55年７月22日生

○外務省告示第百八十三号

　平成二十三年三月二日にマプトで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

１　国際食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入　千九百九十九年の食糧援助の目的及び内容

２　贈与額　十億円

３　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

４　署名者

日本国側	外務副大臣	力エルド・コロマ
モザンビーク側	在日モザンビーク大使	ルイス・ソアレス・ヴィエイラ

　平成二十三年五月十七日

外務大臣　松本　剛明

○農林水産省告示第九百六十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

　平成二十三年五月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　富山県砺波市庄川町庄字南の三、庄川町湯谷字上小原七八、七九、八三、八四の三、砺波市杉尾字北ノ平二の二・字八ケ谷二の三、利賀村大鋤場字田島山一五八の二、一五八の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

２　１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁並びに関係市役所及び利賀村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

　平成二十三年五月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　富山県南砺市上字大渋川五五二から五五六まで、六二〇、六二一、字大渋川五五八、字焼餅屋形五五八、五九の二、五九の三、五九の四、五九の六から五九の八まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

１　(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

(2)　字大渋川焼屋形五五八・字焼餅五九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）の八分の一、字倉山九八・字ガラ六三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）の九分の一、五五九の二、字大渋川焼屋形五五八、字焼餅五五九の一、五五九の二、五五九の三、五五九の五、五五九の六から五五九の八までの森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　以上のものとする。

２　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

１　(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

(2)　字ガラ九六三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）の九分の一、字大渋川五五八・字焼餅屋形五五八、五九の二、五九の三、五九の五、五九の六から五九の八までの森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　以上のものとする。

２　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）